

静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（営業時間短縮要請）申請要項

< 静岡県大規模集客施設（まん延防止等重点措置） >

<はじめに>

静岡県内において、新型コロナウイルス感染症が拡大し医療体制が逼迫していることから、静岡県は新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、大規模集客施設に対する営業時間の短縮要請を行っています。

静岡県では、この要請に応じていただいた事業者には、協力金を支給します。

本申請要項は、大規模集客施設に対する協力金支給手続に関するものですので、内容を十分御確認いただき、該当する方は申請をお願いします。

<営業時間の短縮要請の概要>

対象区域①	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町	この要項では左記区域をそれぞれ、「対象区域①」「対象区域②」「対象区域③」という。
対象区域②	磐田市、焼津市、藤枝市	
対象区域③	島田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、森町	
対象施設	建築物の延べ床面積が1,000㎡を超える大規模集客施設 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む施設を除く	詳細は1頁 「1 営業時間短縮要請の対象施設」を参照
対象期間①	令和3年8月8日（日）0時から 令和3年8月19日（木）24時まで（12日間）	「対象区域①」の22市町
対象期間②	令和3年8月15日（日）0時から 令和3年8月19日（木）24時まで（5日間）	「対象区域②」の3市
対象期間③	令和3年8月18日（水）0時から 令和3年8月19日（木）24時まで（2日間）	「対象区域③」の9市町
短縮要請をする時間	午後8時から翌朝午前5時まで（一部施設は午後9時から翌朝午前5時まで） ※施設での酒類の提供（利用者による持込を含む）は行わないこと	詳細は1頁 「1 営業時間短縮要請の対象施設」を参照

<協力金の概要>

対象事業者	・大規模施設運営事業者 ・テナント事業者 ・映画館運営事業者及び映画配給会社	詳細は1頁 「2 協力金の対象事業者」を参照
支給条件	感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守し、感染拡大防止の取組を実施していること	詳細は2頁 「3 協力金の支給条件」を参照
協力金の支給額	2頁「4 協力金の支給額」を参照	—
申請受付期間	令和3年9月1日（水）から令和3年10月29日（金）まで ※令和3年10月29日（金）の消印有効	詳細は6頁 「5 協力金の申請受付期間」を参照

【問合せ先】 [開設期間]：8/7～10/29 ※土日祝日を含む [受付時間]：午前9時～午後5時
静岡県営業時間短縮要請コールセンター TEL：050-5211-6111

1 営業時間短縮要請の対象施設

建築物の延べ床面積の合計が1,000㎡超で、以下に掲げる大規模集客施設（大規模施設という。以下同じ）

分類	対象施設	要請内容
イベント 関連施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	○人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内 ○午後 8 時までの営業時間短縮 （イベント開催時は午後 9 時まで） ○映画館は午後 9 時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需 サービスを営む施設を除く
	集会場、公会堂 など	
	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
	ホテル又は旅館 （集会の用に供する部分に限る）	
	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、 柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊 園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外 テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習 場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタ ジオ など	
博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、 動物園、植物園 など		
商業施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	○午後 8 時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需 サービスを営む施設を除く
	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴 場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売 場 など	
	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティッ ク業、リラクゼーション業 など	
	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨 店、家電量販店 など	

2 協力金の対象事業者

協力金の交付対象者は次のとおりです。ただし、国及び地方公共団体を除きます。

(1) 大規模施設運営事業者

県の要請に応じて、営業時間の短縮を行う大規模施設（建築物の延べ床面積が1,000㎡超の施設をいう。以下同じ）の運営により収益を得る事業者で、かつ、大規模施設の営業時間短縮等を決定する権限を有する事業者

※建築物の延べ床面積についての考え方については別図 1（9 頁）を参照

(2) テナント事業者

営業時間短縮要請期間中に、大規模施設運営事業者との契約に基づき、大規模施設の区画を賃借し、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、大規模施設を利用する一般消費者向けに、大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営むものであり、かつ、大規模施設の営業時間短縮を受け、営業時間短縮を行った事業者

※当該大規模施設が要請に応じていない場合は、テナント事業者としては支給対象外です。

(3) 映画館運営事業者及び映画配給会社

大規模施設である映画館を運営し、常設スクリーンで上映している事業者及び当該映画館に映画を配給している会社

3 協力金の支給条件

以下の全てを満たす者

- (1) 営業時間短縮要請に応じること
- (2) 飲食を提供する場合は、酒類の提供は行わないこと
- (3) 申請する区画（スペース）が、営業時間短縮要請に伴う飲食店等への協力金を申請又は受け取っていないこと
- (4) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- (5) 令和3年8月6日（金）時点（対象区域②については、令和3年8月12日（木）時点／対象区域③については、令和3年8月16日（月）時点）で対象施設を運営しているもの
- (6) 感染防止対策の業種別ガイドライン等を遵守し、感染拡大防止の取組を実施していること

※なお、業種別ガイドラインは、下記の内閣官房ホームページに記載がありますので、ご確認ください

<URL> <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

4 協力金の支給額

区 分		支給額		備 考
大規模施設運営事業者 (映画館運営事業者を除く)	共 通		自己利用部分面積 × 20 万円 × [短縮時間/本来の営業時間]	自己利用部分面積： 千㎡を1単位、単位未満は切捨て、千㎡未満は千㎡とみなす
	百貨店等 加算交付	テナント事業者管理に係る協力金	[テナント数+特定百貨店店舗数] × 2 千円 × [短縮時間/本来の営業時間]	テナント数+特定百貨店店舗数が10以上存在する場合に限る
		特定百貨店店舗に係る協力金	特定百貨店店舗数 × 2 万円 × [短縮時間/本来の営業時間]	
	百貨店等以外	テナント事業者管理に係る協力金	テナント数 × 2 千円 × [短縮時間/本来の営業時間]	大規模施設内のテナント(特定百貨店)が10店以上の場合に追加で支給
大規模施設である映画館の運営事業者	自己利用部分		上記「共通」と同じ	
	加算交付	スクリーンに係る協力金	常設スクリーン数×2万円 × [上映できなかった回数/上映予定であった回数]	
		映画配給会社向け協力金	常設スクリーン数×2万円 × [上映できなかった回数/上映予定であった回数]	映画館の運営事業者が配給会社もまとめて申請し、交付される
テナント事業者 (特定百貨店店舗を除く)		店舗等面積 × 2 万円 × [短縮時間/本来の営業時間]	店舗等面積： 百㎡を1単位、単位未満は切捨て、百㎡未満は百㎡とみなす	

県の要請にご協力いただいた期間（日数）に応じて協力金を支給します。施設ごとの1日あたりの支給額は、次のとおり計算します。

なお、計算過程における小数点以下の金額は切捨てるものとし、協力金の総額については、施設ごとの協力金を合計し、千円未満を切捨てます。

(1) 大規模施設運営事業者に対する協力金（大規模施設である映画館の運営事業者を含む。）

支給額は、次の①、②及び③の合計額とします。

なお、「建築物の延べ床面積」と、協力金額の算定で使用する「自己利用部分面積」の考え方は異なりますので、ご注意ください。

① 自己利用部分面積に係る協力金

$\boxed{\text{自己利用部分面積}}^{[*1]} (1,000\text{m}^2\text{毎に} 1\text{単位})^{[*2]} \times \boxed{20\text{万円}} \times \boxed{\text{時短率}}^{[*3]} \times \boxed{\text{協力日数}}$

※1 自己利用部分面積とは、大規模施設運営事業者が一般消費者向け事業の用に直接供している部分のうち、県の要請に応じて営業時間の短縮を行った部分

《自己利用部分面積に含めないもの》

- ・テナント事業者の区画面積
- ・営業時間の短縮を行わない生活必需品の販売等を行う業者の区画面積
- ・当該施設内で大規模運営事業者が直接運営し、当該営業時間短縮要請に基づく協力金の支給を受ける飲食店の区画面積
- ・特定百貨店店舗（4頁参照）の区画面積
- ・階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場、一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室、倉庫など、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積

《大規模小売店舗立地法の適用がある施設》

- ・大規模小売店舗立地法第2条第1項の店舗面積の定義に加え、以下を自己利用部分面積に含むものとして算出します。

〔大規模小売店舗の屋内に存する、集客を目的とした催事等に用いられている実績がある広場や通路の面積〕

※2 1,000㎡以下は1,000㎡（1単位）とみなし、1,000㎡超は1単位未満を切捨てとする。

※3 「時短率」とは、「要請に応じて短縮した営業時間÷本来の営業時間」（以下同じ。）

《要請に応じて短縮した営業時間》

- ・始業時刻を午前5時以降に遅くした短縮の時間と、午後8時（映画館、イベント開催時は9時）よりも早い時刻に営業を終える短縮の時間は含まれません。

〈具体例〉

〔

本来の営業時間	9:00~21:00	[12時間]
期間中の営業時間	10:00~19:00	[9時間]

〕

上記の場合、要請に応じて短縮した営業時間は、20:00~21:00の1時間となります

なお、定休日（予定されていた休業日）は、協力金の算定日数から除きます。

② テナント事業者等把握管理等に係る追加支給分（テナント事業者に対する協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗[*1]が10以上存在する場合に限る。）

$\boxed{\text{営業時間短縮を行った大規模施設の店舗の数（テナント店舗数+特定百貨店店舗数）}} \times \boxed{2\text{千円}} \times \boxed{\text{時短率}}^{[*2]} \times \boxed{\text{協力日数}}$

※1 「特定百貨店店舗」とは、当該店舗の売上が百貨店等といったん計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画を分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗

※2 上記の①自己利用部分面積に係る協力金と同じ率となります。

③ 特定百貨店店舗に係る協力金（特定百貨店店舗を有する場合に限る。）

$$\text{「特定百貨店店舗の数」} \times \text{2万円} \times \text{時短率}^{[*1]} \times \text{協力日数}$$

※1 上記の①自己利用部分面積に係る協力金と同じ率となります。

(2) 大規模施設に入居するテナント事業者に対する協力金

$$\text{営業時間短縮を行った店舗等面積}^{[*1]} \text{ (100㎡毎を1単位}^{[*2]})} \times \text{2万円} \times \text{時短率}^{[*3]} \times \text{協力日数}$$

※1 「店舗等面積」とは、大規模施設運営事業者から賃借（分譲）している区画の面積から、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室、倉庫など当該店舗におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積を除いた面積

※2 100㎡以下は100㎡（1単位）とみなし、100㎡超は1単位未満を切捨てとする。

※3 時短率は、テナント毎に本来の営業時間に基づいた算出するため、入居している大規模施設と異なる場合があります。

(3) 大規模施設である映画館運営事業者及び映画配給会社に対する協力金

1日当たりの支給額は、以下のとおりです。

※なお、映画館運営事業者には「（1）大規模施設運営事業者に対する協力金」も支給します。

$$\text{常設のスクリーン数} \times \text{2万円} \times \text{上映率}^{[*1]} \quad \dots \text{1日当たりの支給額}$$

※1 「上映率」とは、「営業時間短縮等により上映できなくなった上映回数÷本来予定していた上映回数」

【補足事項】

映画配給会社の協力金額について、同一スクリーンで複数の配給会社が上映を実施する場合には、当該スクリーン全体で上映する予定であった映画の回数のうち、自社の作品が上映できなくなった回数で算出する。

〈具体例〉

あるスクリーンにおいて、配給会社Aが作品①を4回、配給会社Bが作品②を1回上映する予定であった。映画館の営業短縮に伴い、作品①の上映回数が3回、作品②の上映回数が1回となった場合、1日当たりの支給額は、以下のとおりとなる。

- ・配給会社A：2万円×（4－3）÷（4＋1）＝4千円
- ・配給会社B：2万円×（1－1）÷（4＋1）＝0千円

【注意】

※営業時間短縮要請の対象期間のうち、令和3年8月8日(日)0時（対象区域②については、令和3年8月15日(日)0時／対象区域③については、令和3年8月18日(水)0時）から開始し、令和3年8月19日(木)24時まで連続して御協力いただく必要があります。

ただし、感染拡大防止の取組（業種別ガイドラインの遵守等）への対応に時間がかかり、8月8日(日)までに感染拡大防止の取組が間に合わない場合で、8月12日(木)までに対応が出来た場合（対象区域②については、8月15日（日）までに間に合わない場合で、8月18日（水）までに対応が出来た場合／対象区域③については、8月18日(水)までに感染拡大防止の取組が間に合わない場合で、8月19日(木)までに対応が出来た場合）には、協力金の対象とします。

※協力金算定における1日とは、午後8時から翌朝午前5時までとします。

<協力金支給、不支給の例>

【対象区域①の場合】（感染拡大防止の取組を行い、営業時間の短縮を実施○）

ケース	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	～	19日	20日	～	31日	～	協力日数
①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	緊急事態宣言				12日
②	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○					11日
③	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○					10日
④	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○					9日
⑤	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○					8日
⑥	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○					不支給
⑦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×					不支給
⑧	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○					10日

※8月8日（日）（取組が間に合わなかった場合は8月12日（木））から8月19日（木）までは支給条件を必ず満たしていること

【対象区域②の場合】（感染拡大防止の取組を行い、営業時間の短縮を実施○）

ケース	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	～	29日	30日	31日	～	協力日数
⑨	○	○	○	○	○	緊急事態宣言								5日	
⑩	×	○	○	○	○									4日	
⑪	×	×	○	○	○									3日	
⑫	×	×	×	○	○									2日	
⑬	×	×	×	×	○									不支給	
⑭	×	×	×	×	×									不支給	
⑮	○	○	○	○	×									不支給	
⑯	○	×	○	○	○									3日	

※8月15日（日）（取組が間に合わなかった場合は8月18日（水））から8月19日（木）までは支給条件を必ず満たしていること

【対象区域③の場合】（感染拡大防止の取組を行い、営業時間の短縮を実施○）

ケース	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	～	31日	～	協力日数
⑰	○	○	緊急事態宣言											2日	
⑱	×	○												1日	
⑲	×	×												不支給	
⑳	○	×												不支給	

※8月18日（水）（取組が間に合わなかった場合は8月19日（木））から8月19日（木）までは支給条件を必ず満たしていること

5 協力金の申請受付期間

令和3年9月1日（水）から令和3年10月29日（金）まで（当日の消印有効）
なお、6（3）に掲げる書類の全てを揃えた上で提出してください。

6 受付方法

(1) 申請書類の提出

申請書類の提出方法は、郵送での申請をお願いします。申請書類を以下の宛先に郵送してください。なお、テナント事業者、映画配給会社につきましては、下記宛先に直接提出するのではなく、それぞれ大規模施設運営事業者、映画運営事業者にご提出ください。

- ・大規模施設運営事業者は、各テナント事業者の申請書類一式をとりまとめ、一括して申請してください。
- ・映画運営事業者は、映画配給会社から委任を受け、一括申請してください。

（宛先）〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル3階
静岡県休業・時短要請協力金 事務局 宛て

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

【注意】

感染拡大防止のため、対面での申請はいかなる場合もできませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 申請要件や添付書類の確認

県では、協力金の支給が適切に行われるよう、申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて申請書類の確認を行います。このため、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

(3) 申請書類

別表1（8頁）に記載した申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。なお、全ての添付書類を揃えて申請してください。添付書類が申請受付期間中に揃わなかった場合、申請書を受付することはできません。

(4) 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。

(5) 通知等

申請書類を審査した結果、協力金の支給を決定したときは、後日、「支給に関する通知」を送付いたします。（令和3年9月中旬以降を予定）

一方、申請書類の審査の結果、協力金を支給しない決定をしたときは、後日、「不支給に関する通知」を送付いたします。

(6) 支給の時期

協力金の支給開始は令和3年9月中旬以降を予定しています。

(7) 協力金の申請に必要な書類等の入手方法

県ホームページの「まん延防止等重点措置に基づく営業時間の短縮要請のページ（新型インフルエンザ等対策措置法第31条の6第1項及び第24条第9項に基づく要請）」から入手することができます。

<URL> <https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-manboh.html>



(8) 協力金に関する問合せ先

協力金の申請等に関する質問等に対応するため、次の相談窓口を開設しています。
感染拡大防止のため、対面での受付・説明は行いません。

[開設期間] : 8/7～10/29 ※土日祝日を含む **[受付時間] : 午前9時～午後5時**
静岡県営業時間短縮要請コールセンター **TEL : 050-5211-6111**

7 その他

(1) 協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、県は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返還するとともに、その返還の請求に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に支払うこととなります。

(2) 協力金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、県は、必要に応じて対象施設に関する検査、報告等を求めることがあります。

(4) 要請に御協力いただき協力金を支給した店舗は、後日、静岡県ホームページ等で施設名・店舗名(屋号)を公表する予定です。

(5) 本申請要項に定めのない事項について、県ホームページに「よくあるお問い合わせ(Q&A)」を掲載しています。対象要件等の詳細も記載されていますので、必ず確認するようにしてください。

<URL> <https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-manboh.html>



(6) 対象施設は、国のコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」の申請対象外となります。詳細につきましては、お手数ですが、それぞれの担当窓口にご直接お問合せください。

申 請 書 類 に つ い て

※以下の書類を提出してください。

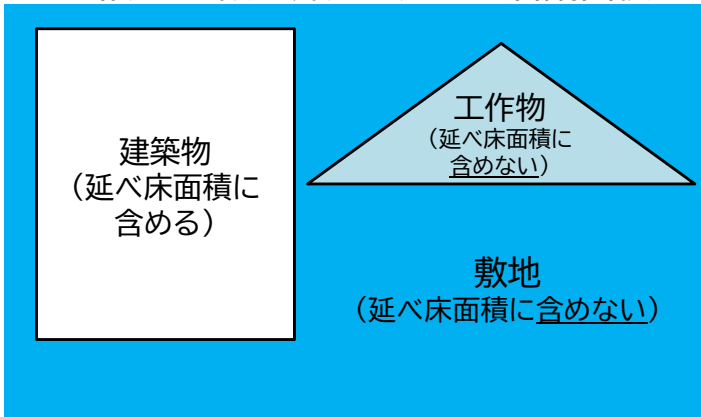
	書 類	備 考
共通	① 静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（営業時間短縮要請）支給申請書 【別紙1】	大規模集客施設用・テナント用・映画館用があるので、該当のものをお使いください
	② 誓約書	
	③ 本人確認書類 【申請台紙1】	(例)運転免許証、パスポート、保険証などのいずれかの写し
	④ 振込先口座が確認できる書類（通帳の写し） 【申請台紙2】	振込口座は法人の口座（個人の場合は申請者ご本人の口座）に限ります

	書 類	備 考	
大規模施設運営事業者	⑤ 建築物の延べ床面積が分かる書類（延べ床面積の合計が1,000㎡を超えていることが確認できる書類）	(例)登記事項証明書、大規模小売店舗立地法上の届出（直近の店舗面積の合計がわかるページ）、図面等の写し	
	⑥ 自己利用部分面積が分かる平面図（2,000㎡以上の場合）	(例)求積図及び求積表等の写し	
	⑦ フロアマップ（各テナントの位置と名称が分かるもの）	フロアマップに、申請書に添付のテナント及び特定百貨店一覧の番号を書き込んでください	
	⑧ 施設の外観写真 【申請台紙3】	施設全体が映るようにしてください	
	自己利用部分の内観写真 【申請台紙4】		
	⑨ 施設の営業実態が確認できるもの 【申請台紙5】	(例)確定申告書の写し	
	⑩ 本来の営業時間が分かる写真等 【申請台紙6】		
	⑪ 営業時間の短縮または休業を行ったことが分かる貼り紙を貼付した店頭の写真等 【申請台紙7】		
	⑫ 入居するテナントの申請書類一式		
	⑬ [特定百貨店店舗が入居する施設運営事業者のみ] 特定百貨店店舗であることが確認できる書類	(例)賃貸借契約書の写し等	
	⑭ [映画館運営事業者のみ] 映画配給会社に係る協力金の一括申請申出書 【別紙2】	映画配給会社からの委任状（別添）も併せてご提出ください。	
	⑮ [映画館運営事業者のみ] 映画館内の常設スクリーン数と上映率が把握できる書類		
	テナント事業者	⑤ 店舗等面積が分かる平面図（200㎡以上の場合）	(例)賃貸借契約書の写し、図面の写し
		⑥ 施設の内観写真 【申請台紙4】	
		⑦ 施設の営業実態が確認できるもの 【申請台紙5】	(例)賃貸借契約書の写し
⑧ 本来の営業時間が分かる写真等 【申請台紙6】 ※店舗ごとに提出し、店舗の名称が分かるものとしてください		(例)店舗の看板の写真、店頭ポスター、ホームページ、チラシ等のいずれか	
⑨ 営業時間の短縮または休業を行ったことが分かる貼り紙を貼付した店頭の写真等 【申請台紙7】 ※店舗ごとに提出し、店舗の名称が分かるものとしてください		(例)営業時間の短縮等を告知する店舗の看板の写真、店頭ポスター、ホームページ、チラシ等のいずれか	
共通	⑯ 提出書類チェックシート		

営業時間短縮要請の対象施設となる大規模施設か否かの考え方(延べ床面積の考え方)

別図1

(協力金額の算定に用いる店舗面積の考え方ではありません)

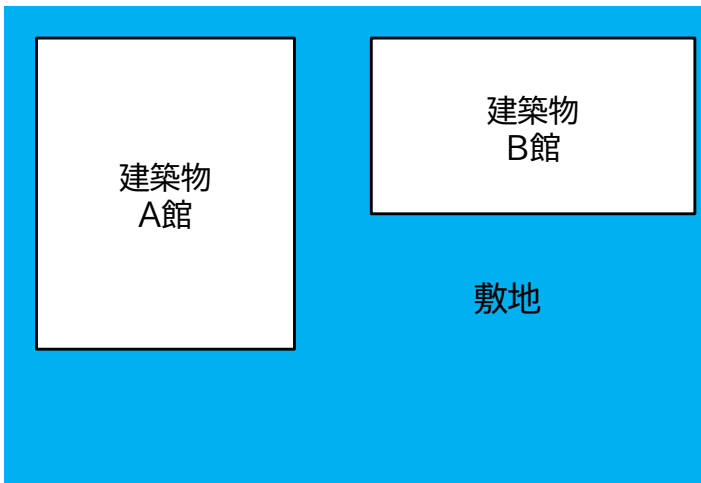


【基本的な考え方】

営業時間短縮要請対象である施設に所在する建築物において、事務スペース等も含んだ延べ床面積が、

- 1,000㎡超 → 営業時間短縮要請対象
- 1,000㎡以下 → 営業時間短縮要請対象外

※協力金額算定に用いる店舗面積ではない

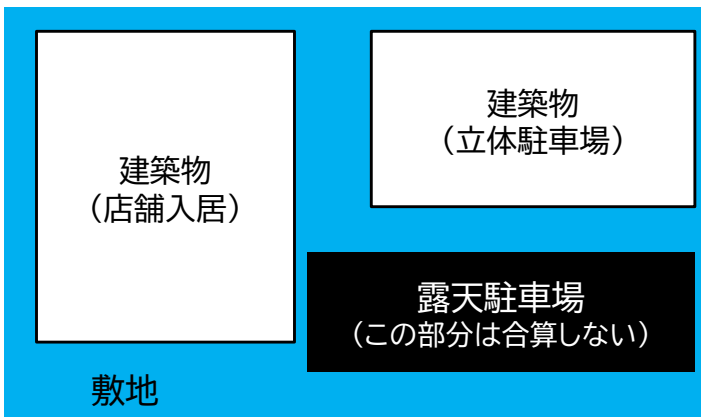


【同一敷地内に複数建築物がある場合】

それらの建築物の床面積を合算して

- 1,000㎡超 → 営業時間短縮要請対象
- 1,000㎡以下 → 営業時間短縮要請対象外

※同一の施設敷地内に複数の建築物が存在する場合でそれぞれ異なる用途の施設であると考えられる場合にはこの限りではない。

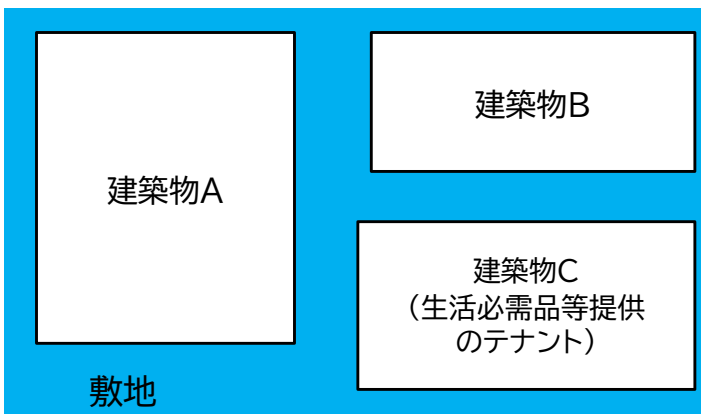


【同一の敷地内に駐車場がある場合】

立体駐車場の場合:建築物として合算
「店舗入居の建築物+立体駐車場」が

- 1,000㎡超 → 営業時間短縮要請対象
- 1,000㎡以下 → 営業時間短縮要請対象外

※露天駐車場は合算しない

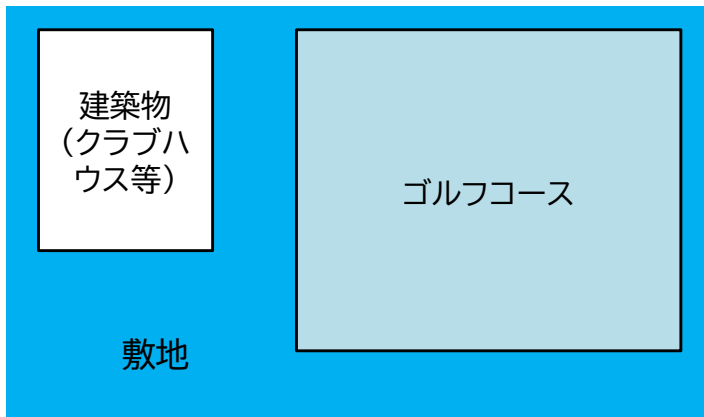


【施設管理者が存在するショッピングモール、アウトレットモールなど】

それぞれの建築物の床面積を合算し(A+B+C)、

- 1,000㎡超 → 営業時間短縮要請対象
- 1,000㎡以下 → 営業時間短縮要請対象外

※生活必需品・サービスを提供するテナントは、営業時間短縮要請の対象外(営業可)

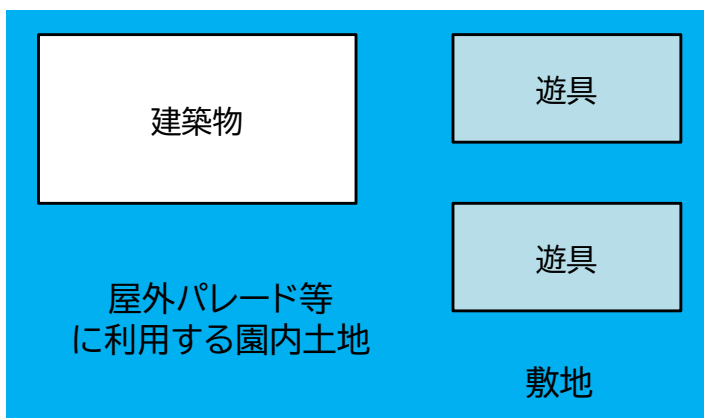


【ゴルフコース】

建築物(クラブハウス等)の床面積が

- 1,000㎡超 → 営業時間短縮要請対象
 - 1,000㎡以下 → 営業時間短縮要請対象外
- ※コースの面積は含まれない

ただし、営業時間短縮要請の対象となる場合は、ゴルフ場全体
(クラブハウス等の建築物、ゴルフコース)となる

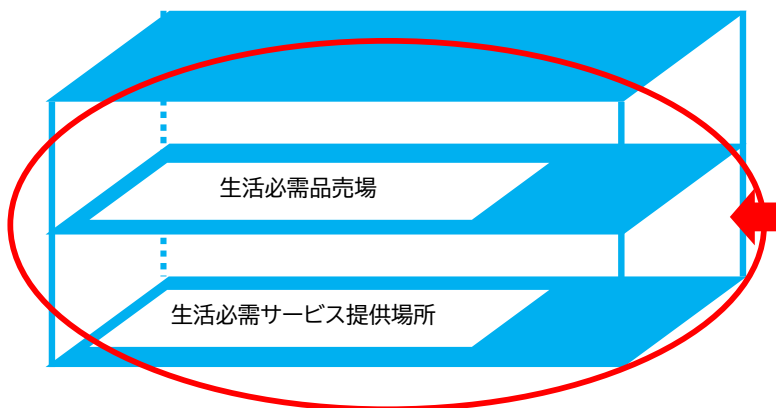


【テーマパーク・遊園地】

建築物の床面積が

- 1,000㎡超 → 営業時間短縮要請対象
 - 1,000㎡以下 → 営業時間短縮要請対象外
- ※園内土地の面積は含まれない

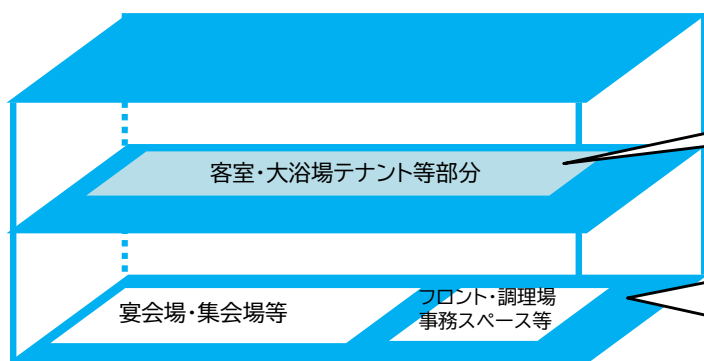
ただし、営業時間短縮要請の対象となる場合は全体(建築物、遊具・アトラクション、園内土地)となる。



【百貨店やショッピングセンター等の施設において、施設管理者が存在し複数のテナントが入居する店舗】

建築物の延べ床面積が1,000㎡超 → 管理対象である店舗全体が営業時間短縮要請対象

※要請対象施設かどうかを判断する場合は、生活必需品売場や生活必需サービス提供場所も含んで考えるが、営業時間短縮要請そのものについては生活必需・サービス以外について行うものであることから、生活必需関連部分が営業することは差し支えない(全てのテナントが生活必需・サービス事業の場合は、営業時間短縮要請の対象外)



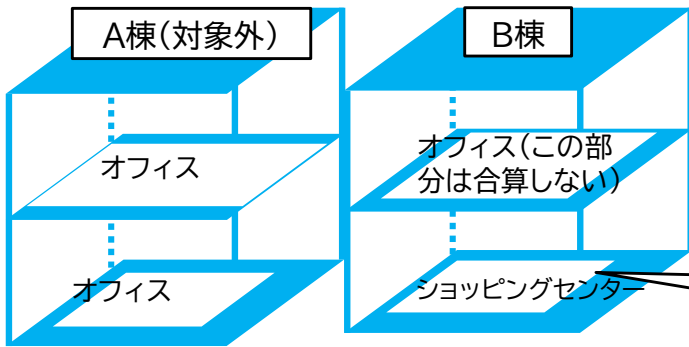
【ホテル・旅館の集会の用に供する部分】

客室、大浴場、テナント店等の床面積は合算しない

集会場・宴会場等として機能するうえで必要な箇所の床面積を合算する。
※ロビー、移動通路、控室、フロント・調理場等の事務スペース等を合算

1,000㎡超なら営業時間短縮要請対象

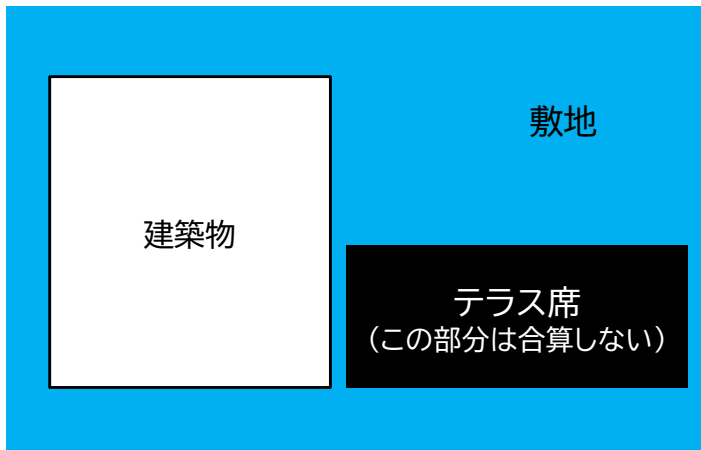
オフィスビル



【同一敷地内にオフィスビルが複数棟存在する場合】

一部フロアにショッピングセンター等の集客施設が入っている場合、オフィス部分等の床面積は合算しない。

ショッピングセンターのみで延べ床面積を算定



【同一敷地内にテラス席がある場合】

建築物に当たらないテラス席は、建築物の延べ床面積に合算しない



通帳のコピー（撮影）時のお願い

- ①口座名義（カナ）、②金融機関名、③支店名、④金融機関コード、⑤店番、
⑥預金種別、⑦口座番号
の7点が判別できるようにしてください。

ただし、金融機関コードについては通帳に記載がない場合もあります。

（例）ゆうちょ銀行の通帳→ゆうちょ銀行の金融機関コードは9900です。
ご不明な場合は、一般社団法人全国銀行協会のホームページで確認いただけます。

<https://www.zenginkyo.or.jp/shop/>

ゆうちょ銀行

記載されている場所：最初のページ（見開き） 図はイメージです

<p>記号 番号 ←</p> <p>12360 1234561</p> <hr/> <p>おなまえ シズオカ タロウ 様</p> <p>おところ (郵便番号420-8601) 静岡県葵区追手町9番6号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;">お届け印</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">左の「記号」・「番号」を記載しないでください。</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">口座名義（カナ）</div>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">ご利用欄</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">銀行使用欄</td> <td> <p>全銀システムによる振込サービス開始後、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、次の内容をご指定ください</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>【店名】 二三八（読み 二サンハチ）</p> <p>【店番】 238 【預金種目】 普通預金 【口座番号】 0123456</p> </div> </td> </tr> </table>	ご利用欄		銀行使用欄	<p>全銀システムによる振込サービス開始後、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、次の内容をご指定ください</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>【店名】 二三八（読み 二サンハチ）</p> <p>【店番】 238 【預金種目】 普通預金 【口座番号】 0123456</p> </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>左の例の場合、</p> <p>金融機関名：ゆうちょ銀行</p> <p>支店名：二三八</p> <p>金融機関コード：9900</p> <p>店番：238</p> <p>預金種別：普通</p> <p>口座番号：0123456</p> <p>口座名義：シズオカ 様 となります。</p> </div>
ご利用欄					
銀行使用欄	<p>全銀システムによる振込サービス開始後、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、次の内容をご指定ください</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>【店名】 二三八（読み 二サンハチ）</p> <p>【店番】 238 【預金種目】 普通預金 【口座番号】 0123456</p> </div>				

通帳に記載がない場合は、ゆうちょ銀行窓口に通帳を提示すると、記載してもらえます。
又はゆうちょ銀行のホームページ「記号番号から振込用の店名・預金種目・口座番号を調べる」で調べることができます。

https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html

静岡銀行（表紙と表紙裏に分かれています）

記載されている場所：表紙

金融機関コード	店番	口座番号
0149	123	1234567
静岡 花子 様		
普通預金通帳 (総合預金通帳)		
		静岡銀行

表紙に記載された口座番号が普通預金口座の番号です。

左の例の場合、
 金融機関名：静岡銀行
 支店名：〇〇支店
 金融機関コード：0149
 店番：123
 預金種別：普通
 口座番号：1234567
 口座名義：シズカ ハコ
 となります。

記載されている場所：表紙裏

シズオカ ハナコ サマ
(お取引店) 株式会社静岡銀行 〇〇支店 (発行店) 555

店番は、発行店の番号ではなく表紙に記載された店番です。

その他の金融機関

記載されている場所：表紙裏に記載されていることが多い

おなまえ シズオカ ジロウ 様 店番号 111 普通預金口座番号 0000111 定期預金口座番号 654321	△△銀行 銀行コード 2222 お取引店 □□支店
お客様コード 987654321	

定期預金口座には振込できません。

左の例の場合、
 金融機関名：△△銀行
 支店名：□□支店
 金融機関コード：2222
 店番：111
 預金種別：普通
 口座番号：0000111
 口座名義：シズカ ジロウ
 となります。

お客様コード、お客様番号等は口座番号ではありません

インターネット銀行、通帳が発行されない口座等

ご利用の金融機関のWEBサイトで口座情報を確認してください。
口座情報が表示されたページを印刷（撮影）して添付してください。

【ご注意ください】

- *同一ページで口座名義が表示されない場合は、別途、名義が確認できるページも添付してください。（ユーザーネーム等ではなく、正式な名義が確認できるようにしてください。）
- *口座残高等の、①口座名義（カナ）、②金融機関名、③支店名、④金融機関コード、⑤店番、⑥預金種別、⑦口座番号 以外の情報は、マスキング等を行ったうえ添付してください。

住信 SBI ネット銀行の例

Q. 【振込振替】 住信SBIネット銀行の自分の口座に振込みたいのですが、支店名や口座番号はどこで確認できますか？

A. お客様の支店名・口座番号等の口座情報は、WEBサイトログイン後 [お客様情報照会・変更](#) 画面で確認できます。
なお支店名は「本店」ではありません。

イオン銀行の例

【口座番号】 普通預金口座番号の確認方法を教えてください。



お客様の普通預金口座番号は、イオン銀行キャッシュカードの表面またはイオンカードセレクト、キャッシュ+デビットカードの裏面に記載されていますので、ご確認ください。また、インターネットバンキングログイン後のトップページや、通帳アプリのメニュー画面からもご確認ください。